

定額減税調整給付金の通知発送

令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税の定額減税(※)において、減税前の税額が少なく、減税しきれない方に対して、その差額分の金額を調整給付金として支給します。見附市では、公金受取口座の登録済みの方等に対し、速やかに給付金を受け取っていただけるよう、手続き不要(プッシュ型)での給付方法を採用し、7月30日(火)の通知文書発送に向け準備を進めています。

※定額減税：本人及び控除対象配偶者・扶養親族1人につき所得税から3万円、住民税から1万円を減税する
国の経済対策

1. 給付金の通知文書

(1) 【手続き不要(プッシュ型)】「調整給付金支給のお知らせ」

- ・対象：公金受取口座を登録済みである方等
- ・手続き不要のため、速やかな給付金の受け取りが可能(変更の申し出がない場合)

(2) 【手続き必要】「調整給付金支給確認書」

- ・対象：(1)以外の方
- ・給付を受けるには、オンライン申請または必要事項を記入した確認書の返送が必要
- ・10月31日(木)必着

2. 初回給付予定日

8月13日(月)(以降、手続きが済んだものから順次給付)

3. コールセンター

7月22日(月)から見附市定額減税調整給付金コールセンターを設置し、調整給付金に関するご質問などに専任のスタッフが対応します。

電話番号：0258-86-7911 受付時間：平日 8時45分から17時